



山形県公報

平成20年11月18日(火)
第1995号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                               |                      |      |
|-----------------------------------------------|----------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                           | (庄内総合支庁福祉課) ...      | 1455 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....                         | (同) ...              | 1456 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                   | (同) ...              | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....                   | (同) ...              | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                 | (同) ...              | 同    |
| 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の<br>変更..... | (同) ...              | 1457 |
| 争議行為を行う旨の通知.....                              | (雇用労政課) ...          | 同    |
| 国土調査の成果の認証.....                               | (農村計画課) ...          | 同    |
| 同 .....                                       | (同) ...              | 1458 |
| 同 .....                                       | (同) ...              | 同    |
| 道路の区域の変更.....                                 | (置賜総合支庁西置賜建設総務課) ... | 同    |
| 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取.....                 | (建築住宅課) ...          | 1459 |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                      |   |
|----------------------|---|
| 指定講習機関の名称等変更の届出..... | 同 |
|----------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 山形県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日等..... | 同 |
|------------------------------|---|

### 労働委員会関係

#### 訓 令

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 山形県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令.....      | 1460 |
| 山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... | 同    |

## 告 示

山形県告示第988号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------------|---------------|------------|
| 医療法人社団さつき会<br>酒田市曙町二丁目18番地の6 | デイサービス明日葉<br>酒田市駅東二丁目3 - 6 | 通 所 介 護       | 平成20.10.31 |

## 山形県告示第989号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                | 介護予防サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------------|-----------------|------------|
| 医療法人社団さつき会<br>酒田市曙町二丁目18番地の6 | デイサービス明日葉<br>酒田市駅東二丁目3 - 6 | 介護予防通所介護        | 平成20.10.31 |

## 山形県告示第990号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                        | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------|------------------------------------|---------------|------------|
| 庄内たがわ農業協同組合<br>鶴岡市上藤島字備中下3番の1  | 庄内たがわ農業協同組合<br>鶴岡市上藤島字備中下3番の1      | 福 祉 用 具 貸 与   | 平成20. 9.27 |
| 有限会社フレックス<br>鶴岡市上藤島字備中下50 - 39 | ファミリーサポート・ライフ<br>鶴岡市上藤島字備中下50 - 39 | 通 所 介 護       | 同 10.20    |

## 山形県告示第991号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                       | 廃止年月日      |
|-------------------------|-----------------------------------|------------|
| 株式会社タマツ<br>酒田市下安町15 - 6 | ホームケア荘内居宅介護支援サービス<br>酒田市下安町15 - 6 | 平成20. 9.30 |

## 山形県告示第992号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                      | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|-------------------------------|----------------------------------|-------------|------------|
| 庄内たがわ農業協同組合<br>鶴岡市上藤島字備中下3番の1 | 庄内たがわ農業協同組合<br>鶴岡市上藤島字備中下3番の1    | 介護予防福祉用具貸与  | 平成20. 9.27 |
| 有限会社フレックス<br>鶴岡市上藤島字備中下50-39  | ファミリーサポート・ライフ<br>鶴岡市上藤島字備中下50-39 | 介護予防通所介護    | 同 10.20    |

## 山形県告示第993号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地  |               | 変更年月日     |
|-----------------------------------|--------------|---------------|-----------|
|                                   | 変 更 前        | 変 更 後         |           |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | サポートセンターあおぞら |               | 平成20.10.1 |
|                                   | 酒田市若浜町1番40号  | 酒田市東町一丁目20番地9 |           |

## 山形県告示第994号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長松田顕治から、争議行為を行うことについて、平成20年11月7日次のとおり通知があった。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 事 件

山形県に準拠した賃金・労働条件の実現等の要求に関する件

## 2 期 間

平成20年11月20日午前8時30分から午前9時30分まで

## 3 場 所

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院

酒田市あきほ町30番地

## 4 概 要

救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第995号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 調査を行った者の名称

鶴岡市

## 2 調査を行った期間

平成19年4月13日から平成20年9月25日まで

## 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

鶴岡市地籍図及び地籍簿

## 4 調査地域

添川の一部

- 5 認証年月日  
平成20年11月11日

山形県告示第996号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
金山町
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
金山町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字飛森の一部
- 5 認証年月日  
平成20年11月11日

山形県告示第997号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
金山町
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
金山町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字朴山の一部
- 5 認証年月日  
平成20年11月11日

山形県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|------------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3509番地から<br>同 字叶内2966番地1まで | 旧    | 25.0メートル<br>7.0  | メートル<br>330 |
| 同 上                                      | 新    | 85.0メートル<br>15.6 | 同 上         |

## 山形県告示第999号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第3項ただし書の規定により許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成20年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日 時 平成20年11月26日（水） 午後2時から
- 2 場 所 鶴岡市文園町1番63号  
第一学区コミュニティ防災センター
- 3 申請者 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号  
財団法人東北電気保安協会 理事長 濱田敏克
- 4 建築物の計画 鶴岡都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域である鶴岡市日枝字海老島地内での事務所の増築（鉄骨造2階建て、延べ面積637.35平方メートル）

## 公安委員会関係

### 告 示

## 山形県公安委員会告示第12号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成20年11月18日

山形県公安委員会  
委員長 加 藤 有 倫

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
農機連株式会社
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前   | 変 更 後       |
|---------|---------|-------------|
| 代表者の氏名  | 沼 沢 善 栄 | 沼 沢 善 右 工 門 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成21年1月25日執行予定の山形県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧の期間を次のように定めた。

平成20年11月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 1 登録の基準日 平成21年1月7日。ただし、年齢については、同月25日
- 2 登録日 平成21年1月7日
- 3 縦覧期間 平成21年1月8日

## 労働委員会関係

### 訓 令

#### 山形県労働委員会訓令第4号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月18日

山形県労働委員会  
会長 濱田 宗一

山形県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県労働委員会公印規程（昭和51年10月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、山形県労働委員会事務局文書管理規程（平成10年3月県地方労働委員会訓令第1号）第2条第4号に規定する電子決裁システムを使用して決裁を受けた文書に公印を使用しようとする者は、同号に規定する電子決裁システムを使用して同訓令第8条第1項に規定する文書取扱主任者の審査を受け、及び当該審査を受けた文書を管理者に呈示して、その確認を受けなければならない。
- 5 前項の審査は、書式、形式及び字句が適正であるかどうかについて行うものとし、同項の確認は、公印を押なす文書が同項の審査を受けたものであるかどうかについて行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 山形県労働委員会訓令第5号

山形県労働委員会事務局

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月18日

山形県労働委員会  
会長 濱田 宗一

山形県労働委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県労働委員会事務局文書管理規程（平成10年3月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電子決裁システム 文書の決裁、保存等を行うための電子情報処理組織をいう。

第8条第3項中「審査し、」を「審査し、山形県労働委員会公印規程（昭和51年10月県地方労働委員会訓令第1号）第7条第4項に規定する審査を行い、並びに」に改める。

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用して文書の起案をするときは、起案用紙を用いることを要しない。

第17条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる文書で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める方法で処理することができる。

(1) 辞令、賞状、契約書その他これらに類する文書 記号及び番号を省略する方法

(2) 電子決裁システムを使用した文書 電子決裁システムにより付される記号及び番号を用いる方法

(3) 文書の内容が軽易と認められるもの 番号を省略し、号外とする方法

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号が付される場合は、文書番号簿に転記することを要しない。

第19条第1項中「(昭和51年10月県地方労働委員会訓令第1号)」を削る。

第22条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用した決裁文書は、電子決裁システムを使用して、事務内容

の別による区分に従い分類し、及び保存するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成20年11月18日印刷  
平成20年11月18日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056